

恩給年額一覧表（令和 7 年度）

(単位：円)

(単位：円)

恩給の種類		恩給年額
普通恩給の最低保障額		
長期在職者		1, 185, 900
短期在職者	実在職年 9 年以上	889, 400
	実在職年 6 年以上 9 年未満	711, 500
	実在職年 6 年未満	595, 100
普通扶助料の最低保障額		
長期在職者		829, 200
短期在職者	実在職年 9 年以上	621, 900
	実在職年 6 年以上 9 年未満	497, 500
	実在職年 6 年未満	423, 800
公務扶助料の最低保障額		1, 899, 300
増加非公死扶助料及び 特例扶助料の最低保障額		1, 487, 500
傷病者遺族特別年金の基本年額		
傷病年金及び第 1 款症以上の特例傷病恩給からの転給		423, 800
第 2 款症以下の特例傷病恩給からの転給		317, 900
増加恩給	特別項症	第 1 項症の金額にその 7/10 以内の金額を加えた額
	第 1 項症	5, 992, 000
	第 2 項症	4, 993, 100
	第 3 項症	4, 111, 600
	第 4 項症	3, 254, 100
	第 5 項症	2, 632, 200
	第 6 項症	2, 128, 600
	第 7 項症	1, 940, 100
傷病年金	第 1 款症	1, 765, 200
	第 2 款症	1, 415, 500
	第 3 款症	1, 140, 200
	第 4 款症	1, 006, 200
特例傷病恩給	特別項症	第 1 項症の金額にその 7/10 以内の金額を加えた額
	第 1 項症	4, 568, 100
	第 2 項症	3, 810, 000
	第 3 項症	3, 148, 900
	第 4 項症	2, 495, 900
	第 5 項症	2, 029, 800
	第 6 項症	1, 644, 900
	第 1 款症	1, 495, 300
	第 2 款症	1, 360, 900
	第 3 款症	1, 094, 200
	第 4 款症	884, 300
	第 5 款症	777, 900
加給・加算の種類		加給・加算額
特別加給	特別項症	282, 700
	第 1 項症及び第 2 項症	219, 900
扶養加給	妻	202, 300
	妻以外の扶養家族 2 人目まで	75, 400
	妻以外の扶養家族 3 人目以降	37, 700
	妻がいない場合の扶養家族 1 人目	138, 200
扶養遺族加給	扶養遺族 2 人目まで	75, 400
	扶養遺族 3 人目以降	37, 700
寡婦加算	子 1 人を有する妻	159, 400
	子 2 人以上を有する妻	279, 100
	60 歳以上の妻	159, 000
遺族加算	公務関係扶助料	159, 000
	傷病者遺族特別年金	159, 000

※長期在職者とは実在職年の年数が最短恩給年限以上の者のことであり、
短期在職者とは実在職年の年数が最短恩給年限未満の者のことです。
※公務関係扶助料とは公務扶助料、増加非公死扶助料及び特例扶助料のことです。

一般文官仮定俸給年額			
通し号俸	仮定俸給年額	通し号俸	仮定俸給年額
18	1, 200, 900	51	3, 593, 900
19	1, 254, 100	52	3, 725, 100
20	1, 308, 800	53	3, 911, 300
21	1, 362, 900	54	4, 095, 800
22	1, 418, 300	55	4, 209, 600
23	1, 452, 600	56	4, 320, 700
24	1, 487, 100	57	4, 546, 100
25	1, 526, 100	58	4, 766, 800
26	1, 581, 800	59	4, 810, 100
27	1, 629, 800	60	4, 981, 600
28	1, 674, 600	61	5, 197, 900
29	1, 728, 600	62	5, 413, 100
30	1, 783, 100	63	5, 626, 800
31	1, 842, 500	64	5, 761, 700
32	1, 902, 600	65	5, 905, 500
33	1, 977, 500	66	6, 182, 400
34	2, 024, 800	67	6, 446, 400
35	2, 085, 600	68	6, 587, 100
36	2, 145, 000	69	6, 720, 700
37	2, 262, 600	70	6, 985, 800
38	2, 294, 200	71	7, 104, 000
39	2, 384, 900	72	7, 234, 700
40	2, 505, 300	73	7, 465, 800
41	2, 638, 400	74	7, 699, 300
42	2, 706, 400	75	7, 742, 900
43	2, 771, 200	76	7, 784, 000
44	2, 863, 800	77	7, 825, 300
45	2, 918, 300	78	7, 922, 000
46	3, 076, 100	79	8, 117, 600
47	3, 154, 500	80	8, 313, 100
48	3, 236, 200	81	8, 409, 700
49	3, 393, 700	82	8, 508, 900
50	3, 552, 500		
旧軍人仮定俸給年額			
階 級		仮定俸給年額	
兵		1, 526, 100	
伍長(二等兵曹)		1, 674, 600	
軍曹(一等兵曹)		1, 728, 600	
曹長(上等兵曹)		1, 842, 500	
准士官(兵曹長)		2, 262, 600	
少 尉		2, 505, 300	
(特 務 准 士 官)		2, 505, 300	
(特 務 少 尉)		2, 771, 200	
中 尉		2, 863, 800	
(特 務 中 尉)		3, 076, 100	
大 尉		3, 593, 900	
(特 務 大 尉)		3, 911, 300	
少 佐		4, 320, 700	
中 佐		5, 413, 100	
大 佐		5, 761, 700	
少 将		6, 587, 100	
中 将		7, 784, 000	
大 将		8, 726, 300	

※階級欄の（ ）内は、旧海軍軍人の階級です。